

地域活動支援センターの利用に係る費用について

- ①補助事業費 (1) 補助事業費は事業者が市町村より法定代理受領します。  
 (2) 補助事業費の中で自己負担分(定率/利用者負担金)は事業者に直接お支払頂きます。  
 ②施設利用料 (1) 補助事業費にふくまれない費用は事業者に直接お支払頂きます。

A : ①-(2) 利用者負担 (定率/利用者負担金) について

1回あたりの利用者負担額<津島市>

利用時間	2 h 以下	2 ~ 4 h	4 ~ 8 h	8 h 超
一割負担額	390円	590円	690円	790円

\*市町村により金額が異なります。

\*市町村民税非課税世帯と生活保護に該当する利用者は一割負担額は発生しません。

B : ②-(1) 施設利用料について

施設利用料〔給食費・その他〕		金額
給食費	食材料費相当 330円	750円/回
	人件費相当 420円	
入浴に係る光熱水費		50円/回
創作活動に係る材料費		実費

\*食費等実費負担の軽減

食事加算に該当する利用者の負担する額の内、人件費相当分の420円が減免されます。  
 ただしその内の1割(定率負担分)と食材料費相当額はお支払い頂きます。

※上記AとBを「負担金等」と称し、この合算額を毎月お支払い頂くことになります。